

『利用者』の消費者被害防止のため 消費生活センターにご協力をお願いします

消費生活センターで行っている、高齢者や障害者に対する消費者被害防止の取り組みにご協力ください。(いずれの取り組みも無料で利用できます。)

1 利用者が消費者トラブルに巻き込まれていたら ・ ・ 消費生活相談

消費者トラブルや多重債務に関する相談を受け付けています。利用者から相談されたり、トラブルに巻き込まれていることが分かった場合はご紹介ください。(詳細は裏面)

2 事業所の職員研修等に ・ ・ ・ ・ ・ くらしの巡回講座

15名以上の方を対象に、「悪質商法とその対処法」等をテーマとした講座を実施しています。事業所での研修等にご利用ください。

3 事前の情報収集に ・ ・ ・ ・ ・ ちばし消費者応援団

ちばし消費者応援団にご登録いただくと、消費者トラブル等の情報が掲載された消費生活センター発行の情報紙を定期的にお届けします。また、ご登録いただいた団体には、事業所掲示用のステッカーをプレゼントします。

2・3を詳しく知りたい方はホームページもしくは
千葉市消費生活センター 消費者教育班まで

所在地：千葉市中央区弁天1-25-1

電話：043-207-3602

FAX：043-207-3111



おかしいと思ったら、あきらめないで今すぐ相談！

消費生活センター

では

消費者被害の救済やその未然防止のための相談や啓発、
消費生活に役立つ情報提供などを行っています。



相談専用 ☎043-207-3000

月～土曜日 9:00～16:30 (電話・来所)

※祝日・年末年始は除く ※土曜日は電話相談のみ



千葉市消費生活センター

千葉市中央区弁天1-25-1